

H 2 0 年特許法改正における補正・分割出願時期の変更

H 2 0 年特許法改正において、知的財産権の戦略的な活用を促進する観点から、迅速かつ適正な権利の保護のための環境整備を図るため、不服審判請求期間及び特許請求の範囲等の補正可能時期の見直しが行われました。これに伴い、分割出願時期も見直されております。

H 1 8 年特許法改正におけるシフト補正の禁止（特許法第 1 7 条の 2 第 4 項）により分割出願の重要性が高まっていますが、H 1 8 年特許法改正における分割出願に対する固有の補正制限（同法 1 7 条の 2 第 5 項、特許法第 5 0 条の 2 ）と併せて今回の法改正を踏まえて分割出願を適切に行うことが重要です。

H 2 0 年特許法改正における見直しの内容は以下の 4 点です。

特許制度において、拒絶査定不服審判請求期間（現行：30日以内）が「3月以内」に拡大されます（同法第 1 2 1 条第 1 項）。また、特許請求の範囲等の補正可能時期（現行：審判請求から 3 0 日以内）が審判請求と同時にのみ可能と変更されます（同法 1 7 条の 2 第 1 項第 4 号）。

特許をすべき旨の査定（拒絶査定不服審判におけるものを除く）の謄本の送達があつた日から 3 0 日以内に分割出願が可能となります（同法第 4 4 条第 1 項第 2 号）。この期間は、同法第 4 条の期間の延長又は同法第 1 0 8 条第 3 項の規定により特許登録料の納付期限が 3 0 日延長された場合には併せて延長されます（同法第 4 4 条第 5 項）。

拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から 3 月以内に分割出願が可能となります（同法第 4 4 条第 1 項第 3 号）。

意匠制度と商標制度において、拒絶査定不服審判と補正却下決定不服審判に係る審判請求期間（現行：30日以内）が「3月以内」に拡大されます。

（なお、2008年12月26日政令第403号により上記改正は2009年4月1日以降に特許をすべき旨の査定又は拒絶をすべき旨の査定を受けた出願が対象となります。）

特許出願についての補正及び分割出願が可能な時期は『2007年3月31日以前の出願』と『2007年4月1日以降の出願』で異なりますので注意が必要です。また、分割時期によって分割要件を判断する際の基礎となる基準明細書が異なりますのでこれにも注意が必要です。

具体的な補正・分割出願が行える期間については下記の図を御参照下さい。ご不明な点があれば弊所までお問い合わせください。

補正・分割が行える期間
平成20年改正
2009(H21)/4/1 施行

- 補正・分割ができる期間(基準明細書:出願当初明細書)
- 審判請求と同時にのみ補正・分割ができる期間(基準明細書:出願当初明細書)
- 審判請求なしで分割ができる期間(基準明細書:査定時の明細書)

09/2/10 改訂

